

自転車交通安全教育の時間 令和6年4,5月号(第94号)

Traffic Safety News



4月から新学期が始まり、進学、進級したことで新たに自転車通学を始めた方も多いと思います。

中学生・高校生のみなさんにとって、自転車は身近で便利な移動手段ですが、交通ルールを守らずに運転すると、自分が危険な目にあうだけでなく、周りの人を危険な目にあわせることにもなる危険な乗り物です。

高知県警察では、中学生・高校生のみなさんが自転車による交通事故にあわない、おこさないために、この「Traffic Safety News」を定期的作成し、県内全ての中学校・高校に発信しています。

自転車安全利用五則

安全に自転車を利用しよう！



**1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先**

自転車は、軽車両という車両です。車と同じ左側と通行しましょう。歩道を通行する場合は、車道側を通り、歩行者の通行妨げないように、歩行者を優先してください。

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

必ず信号を守りましょう。一時停止標識のある場所では、必ず止まって安全確認してください。

3 夜間はライトを点灯

夜間はライトを点灯し、反射材もきちんと取り付けられているか確認しておきましょう。

4 飲酒運転は禁止

自転車でも飲酒運転は禁止されています。

5 ヘルメットを着用

命を守るために、必ずヘルメットを着用しましょう。

自転車の交通違反絶対ダメ!!

並列運転



無灯火運転



傘さし運転



二人乗り運転



ながらスマホ



信号無視



これらは全て交通違反です。

昨年、高知県内で発生した自転車に関係する人身事故のうち、87%の自転車当事者に、何らかの交通違反や不注意がありました。重大事故につながりますので、絶対にやめてください。